

政令第 号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）附則

第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年二月一日とする。

（案）

理 由

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。

(案)